

総務委員会(2017年3月30日)

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(衆法)

・次期抜本改正時の課題と今後の過疎対策の在り方

○吉川沙織君

民進党の吉川沙織です。

今回の過疎法の改正に携わられた、特に今日衆議院からお越しいただいている衆議院総務委員長代理の三人の先生方は、これまでもずっと過疎法に取り組んでこられたことと承知しております。心から敬意を表します。

今、衆議院総務委員長から御説明ございましたとおり、今回の改正は、法の期限が到来しての改正ではなく、平成27年国勢調査の結果を反映した改正となっております。次期改正時におきましては法の期限が到来することによる抜本的な改正になるものと考えられますが、残された課題等に関して黄川田総務委員長代理の御見解をお伺いしたいと思います。



○衆議院議員(黄川田徹君)

お答えいたします。

吉川委員御案内のとおり、昭和45年に過疎法が成立いたしました。その後、度々改正がありました。この間、道路あるいはまた上下水道など社会資本等の整備には一定の寄与をしてきたと、こう思っております。



そしてまた、平成22年の年は、ちょうど期限が切れるということで、抜本改正の年でありました。ハード面だけではなくて、自然再生エネルギーの利活用、あるいはまた保健、医療、福祉の充実、そしてまた公共交通の整備といいますか、地域の足の確保ですね、そういうソフトの面にも対象の門戸が開かれたということでもあります。

そしてまた、平成23年3月11日、東日本大震災が発生いたしまして、被災地の影響をこれまた踏まえて、

法案、5年延長したところであります。さらには、平成26年には、平成22年国勢調査の結果を反映させようということで改正がございました。

で、今般は平成27年の国勢調査の結果をこれ生かそうということであります。



そういう中で、今お話しのとおり、この法案も平成33年3月には期限切れとなるわけです。様々な課題が私はあると、こう思っております。

一つには、今回卒業する市町村はないのでありますけれども、これらをどう捉えていくか。あるいはまた、過疎指定にはなっていないんだけれども、過疎に準ずるといいますか、準過疎の方々をどう対応していったらいいのか。あるいはまた、条件不利地域に関して、離島振興であるとか半島振興であるとか、あるいはまた山村振興とか様々な議員立法あるわけでありまして、過疎法との整合性といいますか、そういうことを様々検討していかなきゃならないのではないかと、こう思っております。

○吉川沙織君

前回、法の期限が到来しての改正時、平成22年、この参議院総務委員会では平成22年3月9日に審議をして、そのときも黄川田総務委員長代理、山口俊一総務委員長代理、谷公一総務委員長代理にお越しいただいて、全会一致で可決しております。

今いろいろお話しいただきましたけれども、平成の大合併以降、それまで過疎と非過疎地域だったのが、一部過疎地域が、市町村合併することによって一部は過疎だけであとはそうではないというような地域も増えました。



そしてまた、前回の改正時は卒業するところがなかったというお話、今回も、結果、過疎団体から卒業するところはなかったわけですが、前回改正時は22団体、今回は20団体。その20団体の中に黄川田総務委員長代理御出身の陸前高田市も入っております。このことに関する御見解があれば、一言お聞かせしたいと思います。

○衆議院議員(黄川田徹君)

東日本大震災の発災ということで、本当に全国から多大な支援を受けました。衆参の国会議員の皆さん、与党も野党もなく本当に関わっていただきました。発災から丸6年、7年目を迎えたということ、津波と地震の被害の岩手、宮城は最後の仕上げに向かって



頑張るといこと、しかしながら、原発事故と風評被害があった福島はまだまだ道半ばということであります。

そういう中であって、私は三陸の出身でありますので、三陸の地域、10年で復興が終わった後、それでもなくも中山間地、辺地、過疎地という大変な状況の中で持続的な自治体運営ができるのかということでありました。

そういう中であって、岩手のことを言えば我が陸前高田市、それから野田村、隣町の宮城県に行きますと山元町ですか。ですから、10年の復興が終わった後の支援の制度設計がなくなるという後に、この持続的に町づくり、村づくりができる過疎の指定になったということは、私というよりも首長さんは大いに喜ぶだろうなと、こう思っております。

○吉川沙織君

今回、岩手でいえば陸前高田、黄川田総務委員長代理の御地元であり、それから野田村は総務省の交付税課長の地元でもあります。逆に、今御答弁いただきましたけれども、今まで指定を受けずに頑張ってきたということの証左ではないかと思えます。



それでは次に、山口総務委員長代理に伺います。引き続きずっと人口減少社会に突入している我が国社会の中で、過疎地域においては、日本全体よりも更に一段と人口減少が著しいという状態が続いています。今後、過疎地域が減ることが見通せない中で、過疎対策と今後の過疎法の在り方に対する御見解をお伺いいたします。

○衆議院議員(山口俊一君)

御指摘のとおりでございます。平成27年の国勢調査では、調査開始後初めて日本の人口は減少に入ったというふうなことでありますが、しかし、そういった中でも、全体的にはこの五年間の人口増減というのはマイナス0.8%。ところが過疎地域にあってはマイナスたしか7.6、9倍以上のスピードで人口減少というふうなこと

になってきております。

同時に、もう一つが、合併をして、おっしゃるとおり、みなし過疎だとか一部過疎だとかいろいろ出てきております。そういうのを踏まえて、やはり抜本的にこの過疎法の在り方、過疎対策の在り方というのはしっかり議論をしていく必要があるんだろうと思っておりますが。



論をしていく必要があるんだろうと思っておりますが。

法律が切れる 33 年、今回は、これも御指摘のとおりで、中途の一部改正ということで、いわゆる卒業する市町村はなかったわけではありますが、まあしかし、いろんな数字の置き方にもよるでしょうが、33 年以降、新たに法律を作るなり抜本改正をする中で相当数卒業をする市町村も出て

くるんだろうというふうな予測はしておりますが、しかし、一方において、今申し上げましたように様々な形での矛盾、あるいはより過疎化、高齢化が進んでまさに集落としての機能を果たし得ない、もうお祭りもできない、お葬式も出せないというところがかなり数多く出てきております。

やはり住んでおる皆さん方のことを第一に考えてしっかりやっていくというふうなことが必要かと思っておりますが、次期改正に向けて、今後我々としても超党派で中長期的な視野に立ってしっかり議論をしていく必要があるんだろうと思っております。

○吉川沙織君

次回の改正は抜本的な改正になる、お二方から御答弁をいただきました。

実際、平成 22 年改正時は、過疎債の対象にこれまでハードだけだったのがソフト事業が追加されて年々活用率は高まっているような状況にあります。ただ、次期改正時には抜本的な取組が必要である。



ただ、その中で本当に卒業できる団体があるのかどうか。過疎地域は、我が国の国土でいえばもう過半を占める状態であり、一方で、人口は占める割合はどんどん減っている。ただ、この日本は過疎地域に住む方々によって国土の保全が図られ、それから地球の温暖化防止など、過疎地域が果たす多面的、公益的役割は多いと思っています。

総務省には、この法案が全会一致で可決をされている法律であること、それから、今お二方から答弁をいただきましたが、立法者の意思を踏まえて行政府としてもしっかり取組をしていただくことをお願いを申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。